

【諫早市新生活支援補助金申請チェックリスト】

	確認項目	対象者
<input type="checkbox"/>	① 諫早市新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）	共通
<input type="checkbox"/>	② <u>夫婦双方</u> の所得証明書 申請日の属する年度の前年（申請日が4・5月の場合は前々年）の所得 例）令和6年6月申請→令和5年の所得証明書 ※ <u>証明年度の1月1日の住所地で取得可能</u> 令和6年度（令和5年分）所得証明書を取得したい場合は、 令和6年1月1日現在に住所があった市区町村へ請求。	新婚 世帯の 場合 のみ
<input type="checkbox"/>	③ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し ※所得から控除できる奨学金年間返済額期間＝所得証明書の期間	
<input type="checkbox"/>	④ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し	住宅 取得
<input type="checkbox"/>	⑤ 住宅の賃貸借契約書の写し	住宅 賃借
<input type="checkbox"/>	④・⑤について <input type="checkbox"/> 対象となる住居が補助対象の地域内となっているか。 <input type="checkbox"/> 契約名義が夫婦のどちらかとなっているか。	
<input type="checkbox"/>	⑥（住宅賃借の場合）住宅手当支給証明書（様式第2号） ※支給なしの場合も証明書の提出必要。給与所得者全員分が必要。	
<input type="checkbox"/>	⑦ 住宅の改修・増築に係る見積書または工事請負契約書等の写し	住宅 改修 ・ 増築
<input type="checkbox"/>	（確認書類） <input type="checkbox"/> 改修・増築の際は、改修・増築の前後を比較して確認できる写真等が必要（必須では無いが可能な限り。）	
	（確認書類） <input type="checkbox"/> 賃借住宅の改修・増築の場合は、修繕費用負担が賃借人にあることが分かる賃貸借契約書等の写しが必要	

【諫早市新生活支援補助金申請チェックリスト】

<input type="checkbox"/>	<p>⑧ 国や県の補助金を申請しているか。</p> <p>申請内容によっては、新生活支援補助金の補助対象外となる可能性があります。 ※以下の補助金以外でも国や県の補助金を申請している場合はお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもみらい住宅支援事業 ・ 地域型住宅グリーン事業 ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業 ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業 ・ こどもエコすまい支援事業 ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業 ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業 ・ 次世代省エネ建材支援事業 ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業 ・ 住宅エコリフォーム推進事業 ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業 ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金 ・ 住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業 	<p>住宅 取得 ・ 住宅 改修 ・ 増築</p>
<input type="checkbox"/>	<p>⑨ 住居費、引越費用、改修費及び増築費に係る領収書等の写し</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>⑩ 上記領収書等の写しについて</p> <p><input type="checkbox"/> 支払日が令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間</p> <p>支払額計 _____ 円 ※⑥住宅手当の支給額分は差し引く</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>⑪ 戸籍謄本</p> <p><夫婦世帯の場合></p> <p><input type="checkbox"/> 転入日時点で、夫婦の合計年齢が80歳以下であるか。</p> <p><子育て世帯の場合></p> <p><input type="checkbox"/> 小学生以下の子どもがいることが確認できるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 胎児の場合は他の確認できる書類（母子手帳の写し等）</p>	<p>共通</p>

【諫早市新生活支援補助金申請チェックリスト】

	<p><新婚世帯①></p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年1月1日～令和7年3月31日までの間に婚姻しているか。</p> <p><新婚世帯②></p> <p><input type="checkbox"/> ①のうち夫婦共に29歳以下かつ世帯所得が500万円未満であるか。</p>	
<p><input type="checkbox"/></p>	<p>⑫世帯員の住所が指定地域（大草・伊木力・飯盛西小学校区域）となっている住民票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年1月1日以降に指定地域に転入・転居しているか。</p>	<p>共通</p>
<p><input type="checkbox"/></p>	<p>⑬夫婦の双方の市税等の滞納がないことを証明する書類</p> <p>※ <u>令和6年1月1日時点での住所地で取得したもの。</u></p> <p>※ 課税証明書は不可</p>	

【諫早市新生活支援補助金申請チェックリスト】

(補助額確認表)

指定地域

		申請区分		上限額	
<input type="checkbox"/>	夫婦	転入前に夫婦の双方または一方が指定地域外に居住している場合		50万円	
<input type="checkbox"/>	世帯	転入前に夫婦の双方または一方が市外に居住している場合		100万円	
<input type="checkbox"/>	子育て世帯	転入前に父母の双方または一方が指定地域外に居住している場合		75万円	
<input type="checkbox"/>		転入前に父母の双方または一方が市外に居住している場合		150万円	
<input type="checkbox"/>	新婚世帯① □R6.1.1以降に婚姻届を提出	転入前に夫婦(父母)の双方が指定地域内に居住している場合		50万円	
<input type="checkbox"/>	新婚世帯② □R6.1.1以降に婚姻届提出 □夫婦双方の婚姻日年齢が29歳以下 □世帯所得が500万円未満	夫婦世帯	□夫婦の双方が指定地域内に居住している場合	60万円	
<input type="checkbox"/>			□夫婦の双方又は一方が指定地域外に居住している場合		
<input type="checkbox"/>		子育て世帯	夫婦の双方又は一方が市外に居住している場合		120万円
<input type="checkbox"/>			父母の双方が指定地域内に居住している場合		60万円
<input type="checkbox"/>			父母の双方又は一方が指定地域外に居住している場合		75万円
<input type="checkbox"/>	父母の双方又は一方が市外に居住している場合		150万円		